

本県の特別支援教育の現状と課題

現 状

- 特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加(「埼玉の特別支援教育 令和元年度」特別支援教育課より)
特別支援学校在籍幼児児童生徒の推移
H29(7,595人) H30(7,807人) R1(7,898人)
特別支援学級在籍児童生徒数の推移
H29(7,928人) H30(8,672人) R1(9,417人)
通級による指導児童生徒数の推移
H29(3,642人) H30(3,884人) R1(4,052人)
- 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査
小・中学校：平成24年発表調査結果(国：6.5%)
平成25年発表調査結果(県：10.7%)
高等学校：平成21年発表調査結果(国：2.2%) } ⇒ P24 - 1(2)参照

課 題

- 特別支援学校、特別支援学級に在籍する幼児児童生徒及び通級による指導で教育を受けている児童生徒への教育の充実

特別支援学校学習指導要領等の趣旨に基づく指導
学びの連続性を重視した対応
一人一人に応じた指導の充実
自立と社会参加に向けた教育の充実

計画的・継続的な研修

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援の充実

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等「通常の学級における特別支援教育」の推進

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、(略)教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、(略)障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。」(学校教育法 第81条 より抜粋)
高機能自閉症 学習障害(LD) 注意欠陥多動性障害(ADHD) など

特別支援教育の推進

特別支援学校等からの助言または支援の活用 校内支援体制の整備・組織的な取組
特別支援教育の視点を活かした指導の工夫(ユニバーサルデザイン等)